

## 通所介護サービス利用契約書

ご利用者 \_\_\_\_\_ を甲とし、

事業者 社会福祉法人 葆光会 を乙として、

下記のとおり通所介護サービス利用契約を締結します。

### 第1条（通所介護サービスの目的）

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対して、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことができるように各種サービスを提供します。

### 第2条（甲の要介護状態区分等）

1. 甲の契約日時点における要介護状態区分は \_\_\_\_\_ です。
2. 甲の要介護認定の有効期間は令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までです。
3. 被保険者証に記載された介護認定審査会の意見は下記のとおりです。

--

4. 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び介護認定審査会の意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

### 第3条（事業者及び施設）

1. 乙は、介護保険法令に基づき、愛知県知事の指定を受けた指定通所介護事業者です。
2. 乙の施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

### 第4条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日とします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

2. 契約期間満了日の30日前までに、甲から書面による更新拒否の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
3. この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後

の要介護認定有効満了日までとします。

ただし、自動更新後の契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の有効期間満了日をもって契約期間満了日とします。

#### 第5条（通所介護サービスの基本内容）

1. 乙は、介護保険給付サービスとして、①食事、排泄、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の世話、②送迎 通常の事業実施区域（千種区・東区・北区・守山区・名東区）③機能訓練、④相談及び援助（生活指導）、⑤健康状態の確認を提供できます。
2. 乙は、介護保険給付外サービスとして、①送迎（前項に定める以外）、②食材の提供、③おむつの提供等を提供できます。
3. 乙が、甲に対して提供可能なサービスの内容については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

#### 第6条（通所介護サービスの基本方針）

1. 乙は、甲の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、第8条に規定する通所介護計画を作成して計画的にサービスを提供します。
2. 乙は、自ら提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
3. 乙は、通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、甲及びその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
4. 乙は、常に甲の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを適切に提供します。

#### 第7条（他のサービス提供者との連携）

1. 乙は、甲に対して通所介護サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
2. 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合にあっては、甲が契約する居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

#### 第8条（通所介護計画の作成・変更）

1. 乙は、甲の利用開始後速やかに、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成します。

2. 乙は、通所介護計画を作成するにあたり、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

また、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）の内容が変更になった場合は、当該内容に沿って通所介護計画を見直します。

3. 乙は、通所介護計画作成後も当該計画の実施状況を把握して目標の達成状況を記録し、必要がある場合には通所介護計画を見直します。

4. 甲は、いつでも乙に対して通所介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、当該変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に沿うよう計画を変更します。

5. 乙は、通所介護計画を作成または変更した場合は、甲及びその家族に対して、その内容を説明して同意を得ます。

#### **第9条（居宅サービス計画変更の援助）**

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

#### **第10条（甲の通所介護サービス利用）**

1. 乙が提供する通所介護サービスのうち、甲が利用する具体的なサービスについては、甲と乙とが文書により取り決めるものとします。

2. 甲が、乙の提供する通所介護サービスを受けようとする場合、甲は別紙「重要事項説明書」記載の留意事項並びに乙が別途定める施設管理規程に従います。

3. 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対して領収書を発行します。領収書には、第14条第4項の請求書の内容に沿って内訳を明示します。

#### **第11条（衛生管理）**

1. 乙は、その施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。

2. 乙は、その施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じるよう努めます。

#### **第12条（相談および援助）**

乙は、常に甲の心身状況、その置かれている環境等を的確に把握し、甲及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

#### **第13条（通所介護サービスの提供記録）**

1. 乙は、甲に対して通所介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日と内容を法令により定められた書面に記載します。

2. 乙は、甲に対する通所介護サービスの提供に関する諸記録を、その完結の日から5

年間保存します。

3. 甲またはその家族は、乙に対し、いつでも第1項に規定する書面その他乙が作成した通所介護サービスの提供に関する諸記録の閲覧及び謄写を求めることができます。

但し、謄写については、乙は甲またはその家族に対して、実費相当額の請求ができるものとしします。

#### 第14条（利用料等）

1. 甲は前条第1項により乙との間で利用を取り決めた各種介護保険給付サービス並びに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

2. 乙は、甲が支払うべき通所介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」といいます。）

3. 甲が、通所介護サービスの利用をキャンセルするときは、乙は甲に対して、別紙「重要事項説明書」記載のキャンセル料を請求できるものとしします。

4. 乙は甲に対し、毎月翌月10日までに当月の利用料等の請求書を送付します。

請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類ごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。

5. 甲は、乙に対し、当月の利用料等、請求書を受け取った日から7日以内に、乙の指定する方法で支払います。

#### 第15条（保険給付請求のための証明書の交付）

1. 乙は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。

2. サービス提供証明書には、提供した通所介護サービス中、介護保険給付サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

#### 第16条（利用料の滞納）

甲が、乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく、3カ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うよう文書で催告したにもかかわらず、全額の支払いがないときはその後の利用をお断りし、場合によっては契約を解除します。

#### 第17条（秘密保持）

1. 乙および乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する通所介護サービスの提供にあたって知り得た、甲またはその家族の秘密を第三者に漏らしません。

2. 乙は、乙の従業員が退職後において、在職中業務上で知り得た甲または甲の家族の秘密を正当な理由がなく第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3. 甲及び甲の家族は、甲に対する処遇方針やサービス計画の策定ならびに変更に必要な範囲で、サービス担当者会議等必要な会議において、その個人情報を用いられることに同意します。

#### 第18条（損害賠償）

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、乙の故意または、過失により、事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その損害を賠償する責任を負います。
2. 乙は前項の賠償責任に備えて、損害賠償責任保険に加入します。
3. 甲又は甲の家族に故意または過失がある場合には、損害賠償の額を減じることができます。
4. 甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

#### 第19条（契約の終了）

次の各号の①に該当した場合には、この契約は終了します。

1. 要介護認定更新において、甲が自立と要支援と認定された場合。
2. 甲が死亡した場合。
3. 第20条に基づき甲が契約解除を申し出た場合。
4. 第21条第1項に基づき乙が契約の解除を通告した場合。
5. 第21条第2項に基づき乙が契約の解除を通告した場合。
6. 甲が、病気等により乙の提供する通所介護サービスを利用できない場合で、その期間が明らかに3ヶ月を超えると見込まれる場合。
7. 甲が、病気等により乙の提供する通所介護サービスを利用できない期間が3ヶ月を超えた場合。

#### 第20条（甲の契約解除）

甲は、利用日の7日前までに文書で乙に申し出ることにより、いつでもこの契約を解除することができます。但し、乙の側が不法・不当にサービスを提供しない場合にあっては、即刻解除を申し出ることができるものとします。

#### 第21条（乙の契約解除）

1. 乙は、次の各号の①に該当する場合においては、この契約を解除することができます。但し、その場合、乙は7日間の予告期間を置くものとします。ただし、緊急の場合には予告期間を短縮できるものとします。
  - ① 甲が、第19条の規定に該当する場合。
  - ② 甲が故意に法令や施設管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

2. 乙は、甲が次の各号の①に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時に契約を解除することができます。
- ① 伝染性疾患により、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、且つ入院治療が必要である場合。
  - ② 甲の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、且つ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防するのが困難な場合。
3. 乙は、甲との契約を解除するにあたっては、甲の心身状況やその置かれている状況を踏まえ、甲の契約する居宅介護支援事業者への連絡や適当な他の指定通所事業者の紹介など必要な措置を講じます。

## 第22条（苦情処理）

1. 甲またはその家族は、提供された通所介護サービスに苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談室等に苦情を申し立てることができます。
2. 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲または甲の家族が第1項または第2項の苦情申立を行ったことを理由に、甲に対して何らの差別的取り扱いはいたしません。
4. 甲または甲の家族から苦情の申し立てがあった場合は、乙は迅速に事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無、改善の方法について甲または甲の家族に報告します。

## 第23条（緊急時の対応）

乙は、通所介護サービス提供中に、事故が発生した場合は、速やかに甲の家族、市町村、甲の契約する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、救急通報等必要な措置を講じます。

## 第24条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的に則して、当事者が協議して定めるものとします。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、甲および乙は署名または記名、押印の上、各自1通づつを所持します。

令和 年 月 日

**ご利用者（甲）**

私は、以上の契約の内容について、乙からの説明を受け、内容を確認しました。

私は、この契約書の定めるところに従い、乙の施設における通所介護サービスの利用を申し込みます。

住 所	〒 ー		
氏 名			印
電話番号	( ) ー	FAX 等	( ) ー

**署名代理人（甲‘）**

私は、甲に代わり、上記署名を行いました。

私は、甲の契約意思を確認しました。

本人との関係		署名を代行の理由	
住 所	〒 ー		
氏 名			印
電話番号	( ) ー	FAX 等	( ) ー

**サービス事業者（乙）**

当事業者は、指定通所介護事業者として甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

所在地	〒 464-0018 名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地		
名称名	社会福祉法人 葆光会		
代表者名	理事長 加藤良三		印
電話番号	( 052 ) 722-2232	FAX 等	( 052 ) 722-2239

